

令和4年6月22日

大阪医科薬科大学 教員・医師組合

執行委員長 吉田 秀司 殿

学校法人 大阪医科薬科大学

理事長 植木 實

『要求書』の回答について

令和4年5月26日付貴組合からの「要求書」について別紙のとおり回報致します。

『要求書』に対する回答書

令和4年6月22日

学校法人 大阪医科薬科大学

『要求書』に対する回答書

要 求 項 目	回 答 内 容
1. 基礎系教員の労使協定違反状態の解消について 今年度の労使協定を締結する際、試験的にでも基礎系教員に対する勤怠管理と手当支給を開始することを確約して頂いて調印いたしました。準備の進捗状況と開始時期をお答えください。	医師の働き方改革を進めるにあたり、就業規則の別表に教員の勤務時間を新設し、管理の基準となる勤務時間帯を規定しました。 また、今後勤怠システムの改修を行い、全ての教員が勤怠管理システムによる出退勤管理ができるよう運用の定着化を進めていきます。 基礎系教員の時間外手当については、研鑽の定義と考え方を整理し、医師の働き方改革との兼ね合いを考慮しながら下半期を目途に進めていきたいと考えています。
2. 自己研鑽の業務認定について 今年 2 月、岐阜市民病院において医師が行った論文執筆や学会の準備などの業務を労働と認め、時間外労働手当を未払い賃金として支給されました。同病院は「今後は上司の命令に基づくものかなど判断基準を明確にする」とコメントしています。大学や病院において、論文執筆や学会準備は業務であるとの認識が広まっていますが、これらの業務認定について見解をお聞かせください。	論文執筆や学会準備の業務が、研鑽又は労働のどちらに該当するかは、上長が現場における判断として、当該教員にとって業務上必須と考えられる論文執筆や学会発表の準備において、明示・黙示の指示を出している場合は、労働時間に該当するものと考えます。 ただし、当該教員にとって業務上必須ではなく、上長の明示・黙示による指示がなく、自らの意思に基づき、論文執筆や学会への参加を時間外に行う場合は、労働時間に該当しないものと考えます。 なお、各々の研鑽が労働時間に該当するか否かについて、疑義が生じた場合は、当該教員と上長が協議のうえ、双方で確認するなどの対応が必要であるものと考えます。（勤怠上に記録するなど。）
3. 配布予定のスマートフォン端末の利用について 法人からの情報は主にグループウェアによって開示されますが、教員・医師の確認作業が対応期限に追いつかない事例が見られます。この対策として、新病棟稼働とともに配布されるスマートフォン端末の使用を提案いたします。配布された端末で院内・学内のWiFi ネットワークに接続できれば、業務効率の向上が見込めます。ご検討下さい。	既に個人で所持しているスマートフォンでグループウェアを閲覧できます。また、HR-Web勤怠システムにもグループウェアから接続できますので、先生方への周知が行き届いていないのであれば、何らかの方法にて周知いたします。 ただし、新本館A棟の稼働とともに配布されるスマートフォン端末では、現状グループウェアに接続できない状態となっており、新本館 B 棟完成後に接続できるよう進めているとの報告を受けております。
4. 休日の取り扱いについて ハッピーマンデーの振り替え休日、土曜日の所定休日、年 5 日以上の有給休暇など、休日に関する制度の周知が十分になされておらず、また休暇	休暇制度については、本学ホームページの人事部「休暇・休業制度」のコンテンツにおいて、掲載しておりますが、十分な周知に至っていないのであれば、周知方法を検討します。また、年 5 日以上の有給休暇取得についても、所属長と未取得者への連絡やアプローチの時期を例年より早め、計画的に取得できるよう進めていきます。

を取得するのに苦労するような状況も見受けられます。これら制度を周知し、休暇を取得しやすい職場環境を実現するための対策をお聞かせください。

5. 救命救急センター稼働による業務量増加対策について

昨年 の 団 体 交 渉 に お い て、 救 命 救 急 セ ン ター が 稼 働 し て も 業 務 量 は 増 加 し な い と の 見 解 を 伺 い ま し た が、 現 場 の 医 師 か ら は 業 務 量 の 増 加 を 危 惧 す る 声 が 届 い て い ま す。 今 一 度、 業 務 量 変 化 予 想 を 精 査 し、 必 要 に 応 じ て 業 務 手 当 の 新 設 を 求 め ま す。

6. 助教(准)について

4 月 の 人 事 発 令 に お い て 助 教 (准) を 職 階 と し た 雇 用 が 多 く 見 ら れ ま す。 同 一 労 働 ・ 同 一 賃 金 の 原 則 に 則 れ ば 助 教 (准) の 就 業 規 則 は 助 教 の も の と は 別 に 設 け な け れ ば な ら な い と 考 え ま す が、 本 学 の 対 応 を 教 え て く だ さ い。

現行の三島救命救急センターでの一日の受入れ件数は、平均 3 名程度であるとの報告を受けております。また、本院の救命救急センター設置に伴い、運営委員会を立ち上げ、役割分担等の議論を重ね、同センターの患者が全て本院に来たとしても、人員も含め救急医療部で対応できる体制を整える準備を進めているとの報告を受けています。よって、現状では業務手当の新設は考えておりません。

将来的には、予算や人件費のバランスを調整しながら、助教(准)の職名は廃止する方向で検討しています。

以 上